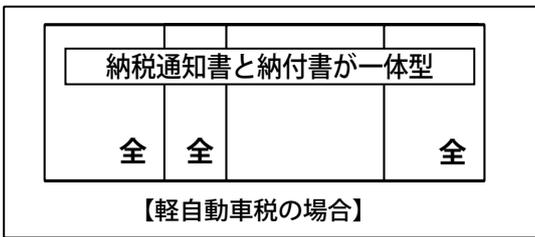
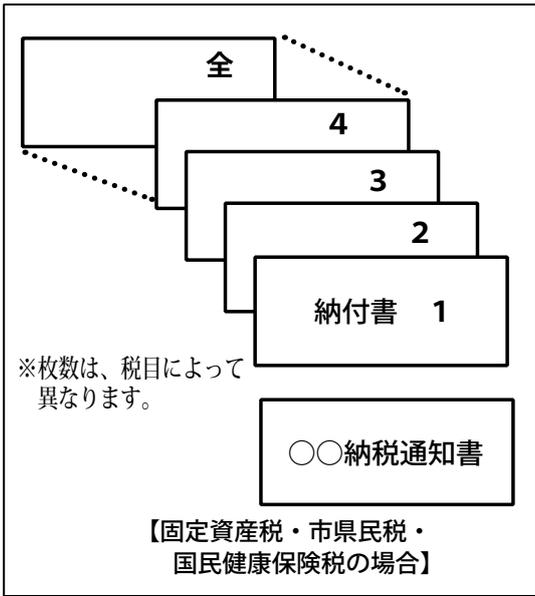


コンビニで24時間いつでも納税

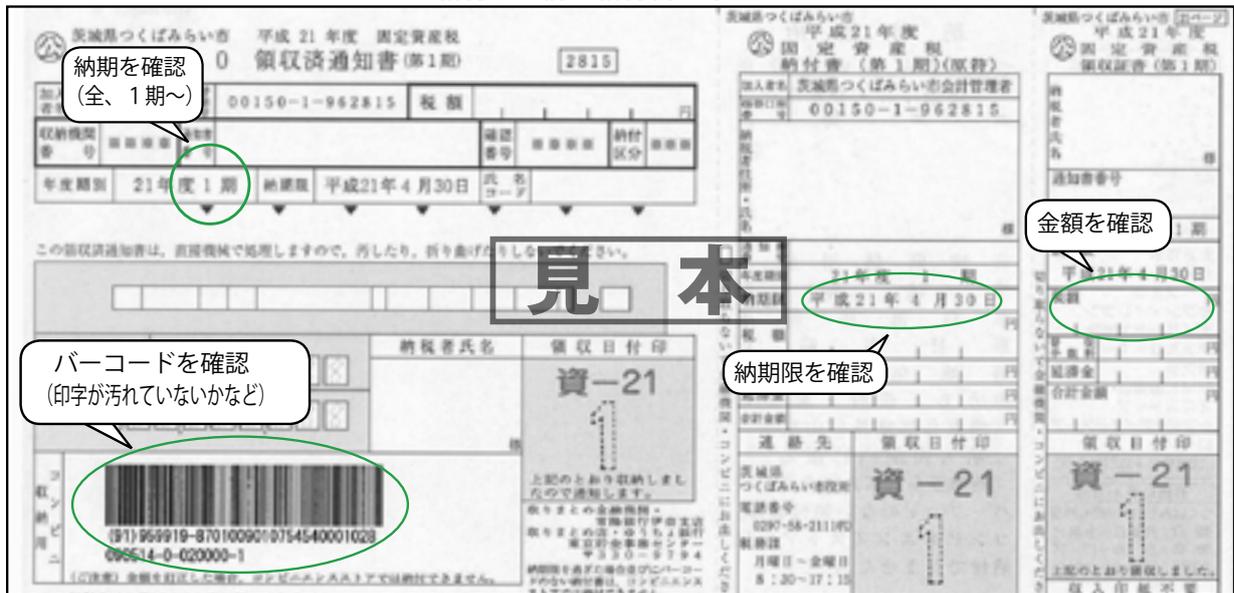
平成21年度から、市税などはコンビニエンスストアで納付できるようになります。「平日は仕事があるから、銀行になかなか行かない」「近所に金融機関がなくて…」などという方は、ぜひコンビニエンスストアでの納付をご利用ください。

コンビニ納付の流れ

- ① 納めようとする納期の納付書を確認する。
- ② 納めようとする納付書を持って、コンビニで納付する。
- ③ 1切り取らずにそのままお持ちください。
- ※ 2支払い後に渡される納税者控え(領収証書)は、納税通知書の「はり付け欄」にはるなどして、大切に保管してください(軽自動車税を除く)。
- ※ 3コンビニ納付ができる納付書は、バーコードの印字がされているものに限ります。



＝ 納付する前に納付書の確認を！ ＝



納付あれこれ

Q&A



- Q1 納税通知書と納付書が入っていたけど、納めるときはどの用紙を使えばいいの？
- A1 納付する納付書のみを、現金とともに市役所、金融機関窓口、コンビニのレジのいずれかにお出しください。
- Q2 一度に年度分を全部納めるときはどうするの？
- A2 固定資産税・市県民税は、第1期の納期限までに「全期」と表記のある納付書で納付してください。国民健康保険税は、「全期」の納付書は入っていませんので、期別ごとの納付書をまとめて窓口に出してください。
- ※ 「全期」で納めたら、二重納付防止のため、期別(1〜4期)納付書は破棄してください。
- Q3 バーコードがない納付書はコンビニでは使えないの？
- A3 納付書1枚あたりの金額が30万円を超える場合、コンビニでの取り扱いができません。市役所・金融機関で納付してください。
- Q4 バーコードがある納付書は、金融機関でも使えるの？